

12 障がい別支援(②聴覚)

手話通訳者・要約筆記者派遣制度(意思疎通支援事業) 市

聴覚障がいのある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

対象者	内容	利用料
・聴覚障がい者 ・音声機能障がいのある方 ・言語機能障がいのある方 	手話通訳者又は要約筆記者をご指定の場所に派遣し、意思疎通の支援を行います。 ※緊急時や遠方での通訳については、状況に応じて対応しますので、ご相談ください。	無料 (手話通訳者等の入場料や参加費が必要な場合は、ご負担いただきます)
必要書類	申請書	
手続きの流れ	<p>1 派遣希望日の3日前※までに申請してください。 (窓口、FAX、メール) ※土・日・祝日の閉庁日を除く</p> <p>2 FAXかメールで派遣通訳者等の連絡がきます。</p> <p>3 ご指定の日時、場所で合流し、通訳等を行います。</p>	
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1309 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) メール ansindesu@city.kamagaya.chiba.jp (聴覚障がい者専用)	

NET119(緊急通報システム) 市

電話で119番通報ができない方は、スマートフォン・携帯電話の簡単な操作で119番通報ができます。

対象者	聴覚障がい者 言語発生による緊急通報が困難な方	
登録の流れ	事前登録が必要です。 携帯電話・スマートフォンをご持参のうえ、障がい福祉課窓口まで、ご来庁ください。	
その他	窓口にて、登録、操作の練習を行います。事前にご連絡をお願いします。	
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) メール syougaishyomu@city.kamagaya.chiba.jp (聴覚障がい者専用)	



軽度・中等度難聴児補聴器助成 市

難聴のお子さんで、身体障害者手帳に該当しない場合に、補聴器の購入費用の一部が助成されます。

対象者	内容		
次の①～④すべてに該当する18歳未満の方 ①鎌ヶ谷市に住所を有していること ②両耳の聴力レベルが原則として30dB 以上70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと ③補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断していること ④同一世帯内に市民税の所得割額が46万円以上の方がいないこと	補聴器購入額(基準価格内)の2/3を助成します。 ※千円未満切り捨て ※修理は対象外		
基準価格	補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの
	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200 円	1 補聴器本体(電池を含む)
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円	2 イヤモールド※
	高度難聴用ポケット型	43,200 円	※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000 円を除く
	高度難聴用耳かけ型	52,900 円	
	重度難聴用ポケット型	64,800 円	
	重度難聴用耳かけ型	76,300 円	
	耳あな型(レディメイド)	87,000 円	補聴器本体(電池を含む)
	耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	
	骨導式ポケット型	70,100 円	1 補聴器本体(電池を含む) 2 骨導レシーバー 3 ヘッドバンド
手続きの流れ	骨導式眼鏡型	127,200 円	1 補聴器本体(電池を含む) 2 平面レンズ※ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から平面レンズ1枚につき3,600 円を除く
	FM型補聴器の場合、右のものを追加できます。	①FM型受信機 ②ワイヤレスマイク ③オーディオシュー	80,000 円 98,000 円 5,000 円
申請書類	①申請書 ②医師の意見書 ③見積書 ※購入前の申請が必要です		
窓口	① 上記の①～③を障がい福祉課に提出する。 ② 審査の上、交付決定通知書が送付される。 ③ 補聴器を購入する。 ④ 次のいずれかの方法で購入費助成の請求をする。 ①直接請求(申請者が全額を業者に支払い、市に助成金を請求する方法) 障がい福祉課に指定の請求書を提出する。 →後日助成金を申請者の口座に振り込みます。 ②代理請求(申請者は助成金を差し引いた分のみを業者に支払い、業者が市に助成金を請求する方法) 指定の請求書兼委任状を業者に渡す。 →後日助成金を業者の口座に振り込みます。		
	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) メール syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp (聴覚障がい者専用)		

